

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長、高嶋君。

町長公室長（高嶋 好弘）

おはようございます。

議案第4号及び議案第5号について、一括して提案説明を申し上げます。

それでは、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

学校教育法等の一部を改正する法律によりまして、小学校から中学校までの義務教育を一貫として行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。

本町におきましても関係する条文を一部改正し、本条例（案）を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

第8条の2第1項第2号中「小学校」の次に「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加えようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律によりまして、地方公共団体は、給与条例に等級別基準表を規定することとなりました。

本町におきましても、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則で定めております等級別基準表を条例に規定する改正を行おうとするものです。

また、行政不服審査法の改正によりまして、条例中で引用する条項等を改めるため、本条例（案）を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

3ページから4ページをご覧ください。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改め、第3条第2項中「級別職務分類表は規則で定める。」を「分類の基準となるべき職務の内容は、別表第

3のとおりとする。」に改め、第19条の3第3項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

以上、簡単な説明ではございますが、議案第4号及び議案第5号の提案説明といたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。